

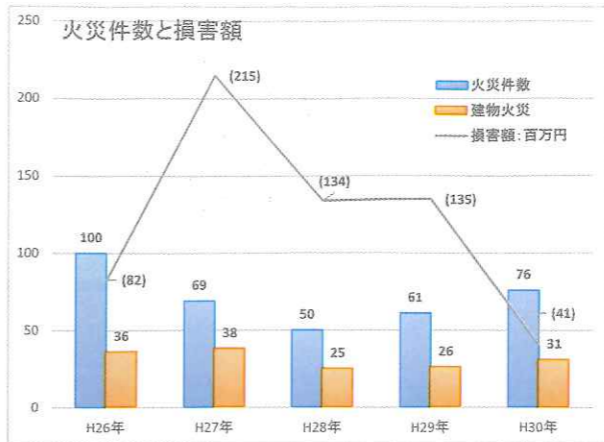
火災統計

◎平成30年中の火災概要

近年、火災は全国的に減少傾向にあります。平成30年中の桑名市消防本部管内（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）で発生した火災は前年に比べ建物火災が5件、全体で15件増の76件でした。一方損害額については平成26年以降最も少なくなっています。

★建物火災の概要

建物火災は全体の約4割を占め、一つの火災で8棟に類焼する火災や枯草焼却から建物に燃え移った火災も数件発生し、併せて31件49棟の建物が焼損しています。



建物火災の主な出火原因では「ストーブ」に起因するものが5件と最も多く、続いて「電気関係」4件、「放火・放火疑い」4件、「こんろ」3件の順となっています。死者の発生は住宅火災による2名。いずれも高齢者でした。全国統計では住宅火災による死者数はほぼ横ばいですが、高齢者の割合は7割以上を占め年々増加しています。

★着衣着火

昨年、管内で発生した火災で着衣に着火する火災事例が3件ありました。

一件は電気ストーブの前で寝てしまった結果ストーブに接触し着火。一件はガスこんろを使用中、奥にあった調味料を取ろうとしたとき袖に着火。また、屋外でたき火中、風向が変わり、炎が衣服に着火する等で、3名の死傷者が発生しています。

要因として、現在の衣服は化学繊維を多く使用していることが多く、着火しやすいことが考えられます。

衣服に着火すると、叩いて消す事が難しいため、消し遅れると、火傷を伴い死亡する例もあることから、早期に消火することが重要です。

着衣に着火した炎は上部に向かって燃え広がる事から、姿勢を低くし燃焼速度を遅らせ、他の人と協力し水をかける、または砂をかけるなどにより消火。一人で消す方法として、床または地面に伏せた状態で、火の

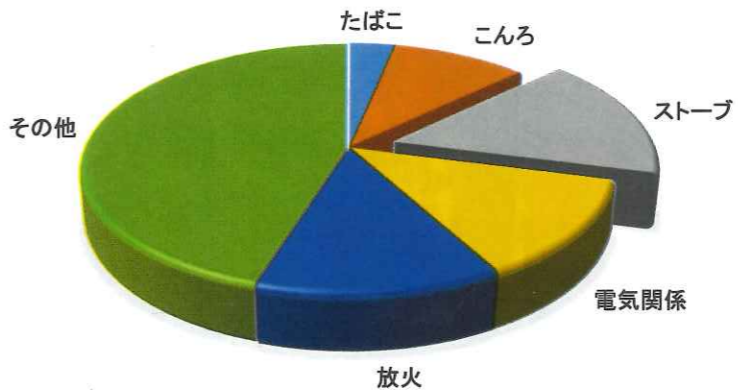
ついた場所を擦りつけたり、転げまわったりして消火する方法があることを覚えておきましょう。

★ストーブ火災を予防しましょう

昨年「ストーブ」に起因する建物火災が5件と最も多く発生しました。昨年の事例から、ストーブを安全に使用し、火災を防ぐために、次のポイントに心掛けましょう。

ストーブの近くに布団、衣類、雑誌などの燃えやすいものが置いてあったり、ストーブの上に洗濯物を干したり、カーテン等の近くで使用す

建物火災の主な出火原因



ると、ちよつとしたはずみでストーブに接触し、出火するおそれがあります。常にストーブの周りは整理整頓をして、部屋から離れるときはストーブを消しましょう。

また、石油ストーブに火を点けたまま給油すると、こぼれた灯油に燃え移るおそれがあるので、給油するときは必ず火が消えたのを確認してから行いましょう。ストーブを片付けるときは、内部の灯油を完全に燃やしましょう。もったいないからとそのままにしていたり、ポリ容器で長期間保管をしていると、危険であり故障の原因にもなります。たくさん残っているときは、ガンリンスタンド等に引き取ってもらいましょう。



消防通信

◎文化財防火デー

昭和24年、現存する世界最古の木造建築物である法隆寺の金堂で火災が発生し、堂内の壁画の大半が焼損しました。その後も文化財の焼失が相次いだことから、昭和25年、文化財保護法が制定され、昭和30年、文化財愛護意識の高揚を図るため、法隆寺金堂が焼損した日の1月26日を「文化財防火デー」と定め、毎年この日を中心に全国で文化財防火運動を展開しています。

桑名市消防本部では1月24日、国



水幕ホースによる延焼防止

指定重要文化財の「諸戸氏庭園」（桑名市太一九十八番地）において消防職員の指導の下で諸戸氏庭園関係者、地元自治会、保育園児など約50名が参加して消防訓練を実施しました。

改修工事中の諸戸氏住宅から出火を想定し、関係者による初期消火、119番通報、避難誘導、市指定有形文化財の持ち出しや消防車による放水など、参加者が連携し総合的な消防訓練を実施しました。また、消火器取扱訓練には園児も参加して防火防災意識の高揚に努めてもらいました。

一方、いなべ市では1月26日、雪が舞う厳しい寒さの中、藤原町坂本地内の聖寶寺において実施しました。ここは、藤原岳登山道の登り口に位置することから一年を通じて登山客や特に秋の紅葉シーズンには多くの人を訪れる観光スポットにもなっています。訓練は、「西側の山林から出火し本堂に延焼の危険が迫っている。」との想定で、聖寶寺関係者、地元消防団や自治会など約30名が参加し避難誘導訓練、消防職員と消防団員の連携による延焼防止を想定した一斉放水などを行い、火災から歴史的遺産を大切に保護し伝承していく責任の重要性を再認識した訓練となりました。

管内には、歴史や文化を正しく理解する上で欠かすことができない国民共有の貴重な財産が大切に保存、保護されています。様々な災害から

文化財を守り、後世に伝えていくことは私たちの責任です。地域の皆さんのご理解とご協力をお願いします。（予防課指導係）



訓練講評 (いなべ消防署長)

◎小規模飲食店等に消火器具設置義務化!

これまで延べ面積150㎡以上の飲食店等においては消火器具の設置が義務付けられていましたが、今回の法改正により延べ面積150㎡未満の飲食店等（以下、小規模飲食店）においても今年10月1日から設置が義務付けられることとなりました。

★改正の背景

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した火災は、フェーン現象によ

って乾燥した強い南風により広範囲に延焼拡大し147棟を焼損するという、昭和51年山形県酒田市の大火以来40年ぶりの市街地大規模火災（地震を原因とするものを除く。）となりました。この火災の火元となった飲食店の店主は、厨房の大型こんろに中華鍋をかけ、火をつけたことを忘れてその場を離れ、40分後に戻ったところ、こんろ及び壁体に火炎を確認した。店主は厨房内の水道水で初期消火を実施したが、2階に燃え広がったため、初期消火を中止し避難。厨房室内には消火器を自主設置していたが使用はされていませんでした。

出火の原因は、鍋が過熱し、こんろ及び壁体に付着した油が引火し、壁体からダクト内及び一階天井裏へ延焼拡大したものと判定されています。なお、こんろに起因する火災（以下、こんろ火災）は建物火災の出火原因の第一位であり、延べ面積150㎡未満の建築物で発生したこんろ火災のうち、約8割が飲食店です。また、飲食店におけるこんろ火災のうち約6割がその場を離れている間に出火したものです。

今回の火災は、延べ面積135・8㎡の飲食店において大型こんろが火元として発生していることから、小規模飲食店等においても、相当程度の火災危険性があるとして消火器具の設置基準の見直しがされました。（予防課予防係）